

## 懲罰規程

### 第1条 目的

本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会(以下「JBFA」という。)  
「倫理・コンプライアンス規程」第5条に基づき、次条に定める者に対する懲戒処分の適正かつ公正な執行を図るために必要となる事項について定めるものである。

### 第2条 対象範囲

- 1 本規程に基づき懲罰の対象となる者は、次の各号に定める登録団体及び個人とする。
  - (1) 登録団体
    - ア 「クラブチーム登録規程」に基づき JBFA に登録する正登録チーム
    - イ 「クラブチーム登録規程」に基づき JBFA に登録する準登録チーム
  - (2) 個人
    - ア 定款第 12 条に定める役員
    - イ 専門部及び委員会委員
    - ウ ブラインドサッカー及びロービジョンフットサル日本代表強化指定選手及びスタッフ
    - エ 育成指定選手(ナショナルトレセン及びユーストレセン等)及びスタッフ
    - オ 前号の登録団体の代表者及び監督
    - カ 前号の登録団体に所属する選手及びスタッフ
    - キ 「審判規程」に基づき JBFA に登録する登録審判員
    - ク JBFA に登録する公認コーチ
- 2 第9条に関わらず、JBFA に勤務し「就業規則」が適用される者に対しては、本規程のほか、「就業規則」第 10 章に基づいて懲罰を科す場合がある。
- 3 第1項第2号エに関わらず、JBFA 普及部管轄のキッズトレーニング又はキッズキャンプ等に参加する児童又は生徒に対しては、本規程は適用しない。

### 第3条 懲罰の種類

- 1 前条に定める登録団体又は個人が「倫理・コンプライアンス規程」第 4.2 条に定める事由に該当する行為を行った場合、当該登録団体又は個人に対して懲罰を行う。
- 2 登録団体に対する懲罰は、次の各号に定める通りとする。
  - (1) 戒告  
口頭をもって戒める。
  - (2) 代表者及び／又は監督へのけん責  
登録団体の代表者及び／又は監督から始末書を取り、将来を戒める。
  - (3) 賞の返還  
賞として獲得したすべての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を JBFA に返還させる。
  - (4) 試合結果の無効既に行われた試合の結果を無効とする。但し、事情により再試合を命じることもある。
  - (5) 勝点又は得点の無効又は減点  
既に行われた試合で獲得した勝点又は得点を無効又は減点する。
  - (6) 試合の没収  
得点を5対0として試合を没収する。但し、既に獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする。
  - (7) 観衆のいない試合又は無観客試合の開催  
観客のいない試合又は非公開での試合を開催する。
  - (8) 中立地における試合の開催

- 登録団体又は登録団体の対戦相手の本拠地以外の会場で試合を開催する。
- (9) 一定数、一定期間、無期限の公式試合の出場停止  
登録団体の代表者及び監督並びに登録団体に所属する選手及びスタッフが、一定数、一定期間又は無期限の間、公式試合においてフィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する。
  - (10) 一定期間又は無期限の公的職務の全部又は一部の停止  
登録団体を外部的に代表する職務の全部又は一部を、一定期間又は無期限の間停止する。
  - (11) 競技会への参加資格の取消し  
登録団体が参加申請をした競技会への参加資格を取り消す。
  - (12) 新たな選手登録の禁止  
登録団体が新たに選手を登録することを禁止する。
  - (13) 除名  
JBFA の登録団体から除名する。
- 3 個人に対する懲罰は、次の各号に定める通りとする。
- (1) 戒告  
口頭をもって戒める。
  - (2) けん責  
始末書を取り、将来を戒める。
  - (3) 賞の返還  
賞として獲得したすべての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を JBFA に返還させる。
  - (4) 一定数、一定期間、無期限の公式試合の出場停止  
一定数、一定期間又は無期限の間、公式試合においてフィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する。
  - (5) 公的職務からの解任  
登録団体を外部的に代表する職務から解任する。
  - (6) 一定期間又は無期限の公的職務の全部又は一部の停止  
登録団体を外部的に代表する職務の全部又は一部を、一定期間又は無期限の間停止する。
  - (7) 除名  
JBFA の登録から除名する。
- 4 前2項各号に定める懲罰は、併科することができる。
- 5 第2項各号に定める懲罰を科す場合、併せて制裁金を科すことができる。なお、制裁金は、第12条の賠償金とは別に支払わなければならない。
- 6 公式競技会の試合中における懲罰は「競技規則」に基づき主審が行うものとする。但し、公式競技会の試合中に主審が別に行った懲罰がある場合であっても、本条に基づく懲罰を行うことを妨げない。
- 7 アンチドーピングに関する行為については、「アンチドーピング規程」に基づいて懲罰を科すものとし、本規程は適用しない。
- 8 第2項、第3項及び第5項の懲罰を決定するにあたっての必要な事項については、「懲罰手続規則」で定める。

#### 第4条 共犯

他の者に対して懲罰対象行為を教唆若しくは幫助し、又は他の者と共謀して若しくは他の者を利用して懲罰対象行為を行わせた登録団体又は個人に対しては、自ら懲罰対象行為を行った場合に準じて懲罰を科すものとする。

#### 第5条 懲罰対象行為の重複による加重

登録団体又は個人が懲罰対象行為を重ねて行った場合には、当該懲罰対象行為について

定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

#### 第6条 監督・管理する地位にある者への加重

第2条第1項第2号に定める者その他登録団体を管理・監督する地位にある者が懲罰対象行為を行った場合には、当該懲罰対象行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

#### 第7条 情状による軽減

- 1 懲罰対象行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。
- 2 前2条により懲罰を加重する場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

#### 第8条 両罰規定

登録団体に所属する個人が懲罰対象行為を行った場合には、当該個人に対して懲罰を科すほか、当該個人が所属する登録団体に対しても懲罰を科すことができる。但し、当該個人の懲罰対象行為につき当該登録団体に過失がなかったときは、この限りではない。

#### 第9条 二重処罰の禁止

決定された懲罰の事実については、重ねて懲罰の対象となることはない。但し、懲罰決定後に新たな事実が判明した場合は、この限りではない。

#### 第10条 決定の通知・公表

- 1 JBFA は、本規程に基づいて懲罰が科された場合、その内容を次の各号に定める者に対して書面(電磁的記録を含む。)にて通知する。
  - (1) 本人
  - (2) 本人が所属する団体の代表者
  - (3) 懲罰対象行為と直接的に利害関係を有する者
- 2 理事会は、次の各号に定める団体又は媒体に対して、事案の概要及び懲罰の内容を通知又は公表する。
  - (1) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
  - (2) JBFA のウェブサイト
  - (3) その他理事会が必要と判断する団体又は媒体
- 3 第1項第1号及び第2号の通知は、郵送、FAX 又は電子メールのいずれかの手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、JBFA に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなす。
- 4 第1項第3号に該当する者の範囲及び当該者に対する通知方法は、理事会が決定するものとする。

#### 第11条 不服申立て

懲罰に対する不服申立てについては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁規則に従って行う仲裁により解決されるものとする。

#### 第12条 損害賠償

JBFA は、登録団体又は個人が第3条第1項に該当する行為を行ったことによって損害を受けた場合、当該登録団体又は個人にその賠償を請求することができる。但し、当該登録団体又は個人が損害を賠償したとしても、懲罰を免れるものではない。

#### 附 則

- (1) 本規程は、2016年4月18日より施行する。
- (2) 2016年3月の理事会決議に基づき、懲罰の独立性を担保するために、規律委員会を運用することを検討するため、「規律検討委員会」をタスクフォースとして設け、より実行力ある懲罰規程のあり方を検討する。
- (3) 本規程は、2023年9月1日から改訂施行する。

#### 改訂履歴

版数	変更内容	発行日付
1.0	初版発行	2016年4月18日
1.1		2022年9月28日
2.0	第1条「目的」を新設 第2条「対象範囲」(旧規程第1条相当)を明確に記載 第3条「懲罰の種類」(旧規程第2条相当) 旧規定 2.1.5、2.1.6、2.2.3、2.2.4 相当を削除 新たに 5~8 を追記 第11条「不服申立て」を新設 第12条「損害賠償」を新設 文言修正:「違反行為」を「懲罰対象行為」に変更	2023年9月1日